

4 地方税財政制度の課題

以上、身近な行政サービスの現状と制度面・財源面の制約について検証し、地方税財政制度の改革によって、住民生活がどのように変わるのが、今よりも良くなるのかという視点から検討を進めてきた。

そうした中で、住民生活の視点から、現行の行政サービスについての課題を、次のように整理した。

制度の複雑さ

県の施策・事業を例示しながら論議を進める中で、最も多く感じられるのが、仕組みが複雑で住民にとって制度がよく分からないということである。特に、義務教育を取り巻く施策や介護保険のような事業は、国、都道府県、市町村の間で制度や財源の流れが複雑に入り組んでおり、納税者である住民にとっては非常に分かりづらいものとなっていた。

住民の視点から見れば、納めた税金が住民にとって分かりやすい形で使われることが理想であり、簡素な仕組みとそれに沿った財源の流れの見直しが必要であると考ええる。

地域の実態に沿ったサービスの提供

国が制度や財源で関与している施策・事業では、全国一律の基準によりサービスが提供されていることや、国が採択する優先順位で施策・事業が行われることがあることから、地域の実態に沿ったサービスが提供されていないという問題がある。同じ施策・事業であっても、地域によって、求められるサービスの内容や質は異なることから、地域のニーズに即したサービスを提供する必要がある。

住民ニーズに対する行政の縦割りな対応

住民ニーズへの行政の縦割り的な対応については、昔からよく言われることである。このことは、行政の仕事が、法律や財源を中心に組織が出来上がっていることによるものと考えられる。

現実の住民生活においては、高齢者を例に見てみると、介護保険、高齢者施設、障害者施策、生活保護、住宅といった具合に、様々な分野のサービスを必要としており、これらのサービスを一体とした総合的なサービスの提供が求められている。

したがって、住民生活の視点に立って、状況に応じた部局横断的な対応が図られるよう、制度や財源についてばかりでなく、組織も含めた見直しが必要であると考える。

苦情や問題に対するスピーディーな対応

専門部会の論議の中で、苦情などに対して行政の対応に時間がかかるという課題が挙げられた。この原因としては、制度が法律などで決められていて容易に変更できず、地域の実情に即していないといったことや、サービスを提供している地方自治体では、国の指導に従って運用しているに過ぎず、独自で判断することができないといったことが考えられる。

住民から見れば、苦情や問題に対してスピーディーな対応ができるよう、実際にサービスを提供する地方自治体が、独自の裁量や判断を下すことが容易になるよう、制度の見直しを行う必要があると考える。

手続き、相談、情報の一元化

現在の行政サービスにおいては、国、都道府県、市町村のどこが実施しているサービスなのか。また、県の中でも、どこが担当しているものなのか非常に分かりにくい仕組みとなっている。

また、申請、相談、情報の入手などの用件が多岐にわたる場合、一箇所では用が済まず、それぞれの担当課へ出向かなければならないなど、非常に手間がかかる。

こうした問題を解消するためには、簡素な行政サービスの仕組みに改める必要があり、また、前述の部局横断的な対応を図っていく必要があると考える。

以上のような課題に対応し、今後、よりよい行政サービスを提供していくためには、行政サービスの主な実施主体であり、住民に身近な地方自治体が、地域のニーズに即したサービスを展開していくことが望ましく、そのためには、地方自治体が独自の判断で施策・事業を行えるよう、国から地方へ権限と財源を移譲していく必要がある。

また、地方自治体においては、「地方税財政制度の改革」により、国が

ら地方に権限と財源が移転し、地方の裁量権が拡大することになったならば、地域の実情に目を向け、住民の声を十分に聞いて、地域の実態に即した行政サービスを実施するよう、最善の努力をする必要がある。

なお、地方自治体が独自の判断で施策・事業を実施する場合であっても、国から地方へ権限を移譲したことにより、安全性やサービスの質の低下が起きたということがないように、十分に配慮する必要がある。

5 今後の地方税財政制度の方向性

(1) あるべき地方税財政制度の方向性

ア 住民にとっての受益・負担関係の分かりやすさ

現在、住民に行政サービスを提供している多くの施策・事業は、地方自治体の実施主体となっている。しかしながら、その施策・事業の裏付けとなる財源は、多くの自治体の場合、国からの国庫補助負担金や地方交付税に頼らざるを得ないのが現状である。

このように、国が法令等で規制している施策・事業にあつては、行政サービスは地方自治体が担い、財源は国が徴収した国税によってという形では、受益と負担の関係が見えにくく、納税者意識のさらなる高揚が期待しにくい構造となっている。

本来、自分が納めた税が、行政サービスとして自分に返ってくるという受益と負担の関係が分かりやすいことが望ましく、そうすることによって、税の使われ方をチェックするという納税者の意識も高まり、健全な地方自治が構築できるものと思われる。

したがって、受益と負担の関係を明確化させるためには、行政サービスの裏付けとなる財源は自前で確保することが最も適切であり、そうした観点から、国から地方に抜本的に税源を移譲することが不可欠と考える。

イ 厳しい財政状況の下での施策・事業の選択

高度経済成長期のように、税収が右肩上がりのように拡大することは、今後、考えづらい。また、少子・高齢化が急速に進行する中にあつては、福祉・医療等のように義務的に支出しなければならない事業が一層多くなる現状においては、「あれもこれも」という施策・事業の実施は困難となっている。今後は、効率的な事務運営を前提としながらも、多岐にわたる住民ニーズの中から、「あれかこれか」という選択をしなければならない時代になってくる。

しかしながら、地方自治体が施策・事業を選択する場合、現在の国と地方の仕組みの下では、国の関与が強く、地方自治体が独自に判断し、地域事情に沿って、事業の優先順位を決めにくい状況がある。

そこで、「地方税財政制度の改革」により財源と権限を地方に移譲し、地方自治体が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、住民の声を聞き、真に住民が必要とする行政サービスを、地方自治体自らの責任と判断で自主的、効率的に選択するという裁量の余地を拡大する必要がある。

このことによって、真の地方分権の実現が可能となり、地域の行政ニーズに即した住民本位の施策・事業の展開が行えるようになるものと考えられる。

ウ 全国一律の基準の見直し

地方自治体が施策・事業を展開する場合、国から「財源面」、「制度面」の制約を受けていることは、前述のとおりである。法律や国庫補助負担金制度によって、行政サービスの基準が定められている事業の場合には、都市圏の自治体も、地方圏の自治体も基本的には全国一律であることから、それぞれの地域の実態に即した行政水準とはなっておらず、地域に即した行政サービスとは自ずと差が生じている。

住民が、よりよい行政サービスを受けるためには、全国一律の基準の適用を取り止め、地域の実態に即した、それぞれの地域性を十分に踏まえた行政サービスの実施を望むところである。そのためには、国の「財源面」、「制度面」からの制約を廃止・縮小し、国から地方へ、財源と権限を移譲することが必要であると考えられる。それにより、効率的で無駄のない行政サービスの実施が可能になるものと思われる。

(2) 地方自治体運営のあるべき方向性

国と地方との関係において、住民生活の視点から、あるべき地方税財政制度の方向性とは何かについて、これまで触れてきた。

しかし、住民生活が向上するためには、国から権限と財源が移譲されれば全て解決するのであろうか。実際にサービスを提供する地方自治体の側にも課題がある。その点について、地方自治体運営の視点から、次のように、あるべき方向性をとりまとめた。

ア 住民参加による新たな施策づくり

これまで、制度や財源の面で国の関与が強かった施策・事業を実施する場合、その立案から実施方法に至るまで、細部にわたって国の指示や指導を受けており、住民が望む地域の実情に即した施策・事業とは隔たりがあったと言わざるを得ない。

地方税財政制度の改革が進んだとしても、地方自治体が仕事の進め方を見直し、地域の実情を十分に把握した施策を作り上げなければ、国と地方の単なる財源・権限の争いに終わり、住民にとって何のプラスにもならない改革になってしまう。

そこで、地方自治体が、地域の実情に即した新たな施策を進める際には、十分に地域住民の声を聞き、その声を反映した基準づくりを望むものである。

また、施策・事業の基準づくりのみならず、施策・事業の計画、立案、実施、評価の各段階において、住民の意見が十分に反映されるような住民参加のシステムを新たに構築する必要がある。

イ 縦割り組織の見直し

地方自治体の行政組織は、国の省庁との関係を基本に、法律や制度等から成り立ってきたものであるため、高齢者一人に行政サービスを提供するにしても、一本の河川の対策にしても、様々な制度や法律が絡みあい、それに伴って様々な組織で行政サービスを提供している。

このことは、住民からすれば、行政サービスの内容が複雑となり、

また、サービスを受けるための申請行為等も煩雑となっている。

住民生活の視点から見た望ましい行政サービスとは、人が生まれてから死ぬまでのライフサイクルの中で、それぞれのステージに即した行政サービスを一体的に受けることである。河川に関わる施策などでは、上流や下流、環境や農業などにかかわらず、一体的に対策を講じることであり、そうするためには、既存の行政組織を見直し、横断的な取組ができるような組織対応が必要である。

また、地域の実態に即し、よりよい行政サービスの提供を行うためには、地方自治体職員自らが不断の努力を行い、創意、工夫により、住民に理解されるような事業を行う、意識変革に是非とも努めていただく必要がある。決して、各自治体に、いわゆる「ミニ霞ヶ関」を作るようなことは断じて無いようにしていただきたい。

ウ 施策・事業に必要な財源の確保

権限と財源が国から地方へ移譲され、地方自治体の裁量によって施策・事業の実施を決定する場合において、住民生活の面で懸念されるのが財源の分配及び確保である。

地方自治体の裁量で施策・事業が判断、決定されることは、地域のニーズに即した効率的な行政サービスの提供が行え、住民生活の向上が図られるというメリットは十分に理解できる。

しかしながら、その一方で、地方自治体の判断、決定が住民の意に沿わないものであった場合は、今までどおり、国が管轄していた方がサービスの質が良かったということにもなりかねない。

地方自治体が独自の判断で施策・事業を決定することを求めるならば、これまでの価値基準や仕事の進め方を見直し、まず、地域で必要としているニーズは何かを住民と十分に論議する必要がある。住民にとって、真に必要な施策・事業については、きちんと財源を確保するとともに、行政改革が必要だからと言って、何ら工夫もしないまま、安易な効率化を行うことは住民にとって何のプラスにもならない。

そういった意味で、地域住民が施策・事業をチェックする「モニタリング制度」なども有効と考えられる。

(3) 検討において残された課題

県の具体的な事例を用いながら、住民生活の視点に立ったあるべき地方税財政制度の方向性をまとめてきたが、検討の過程において課題として挙げられ、なおかつ、時間の制約や内容の複雑さなどから、今後、検討することが必要である項目について、次のとおりまとめた。

ア 国・都道府県・市町村のあるべき姿

専門部会の論議では、「地方税財政制度の改革」により、主に国と地方の関係について検討を進めてきたが、その一方で、行政サービスの主な提供主体である市町村と、市町村行政を広域的に調整する都道府県との間で、「地方税財政制度の改革」が必要となってくる。

このことは、国・都道府県・市町村の役割分担を十分に論議し、その結果としてのあるべき姿を検討していく必要がある。

イ 自主財源の確保

これまでの検討は、国から地方へ権限と財源を移譲すると、住民生活にどのような影響が及ぶのか、という視点から論議を進めてきた。

しかしながら、地方自治体の財源を確保する手段は、税源移譲だけではない。地域住民と十分に論議し、課税自主権を活用して、新たな財源の確保を模索することも必要である。

ウ 税源移譲における具体的な税目の検討

これまで、施策・事業に必要な財源が税源移譲により確保されたらという前提で論議を進めてきた。

しかしながら、税源移譲される税目によっては、必要とされる財源が確保されるのか。また、それぞれの税の性格を踏まえると、税源移譲することが相応しいのかといった点について、今後、検討していく必要がある。

エ 地方自治体間における財政調整のあり方

国における三位一体改革の中でも大きな課題となっている地方自

治体間の財源調整については、税源移譲をすると財源が都市圏に集中し、地方圏に比べて都市圏の方が潤うということが言われている。

しかしながら、その一方で、都市圏には人口が集中し、教育や福祉、環境といったサービスにお金がかかることも事実である。

この収支のバランスを保つためには、一つの地方自治体だけで解決することは非常に困難であり、地方自治体間の財政を調整する何かの手当てをしていく必要がある。

そこで、それぞれの地方自治体の財政状況に十分留意した新たな財源調整のあり方を検討していく必要がある。

このような課題については、住民生活の視点に立った検討だけでは整理できるものではなく、専門的な見地からの検討が必要である。そこで、残された課題については、今後、地方税制等研究会からの助言を得ながら、さらなる検討を進めていく必要があることを申し添えておきたい。

(参 考 資 料)

本資料は、専門部会の論議の題材として活用したものを、参考までに掲載するものである。

「地方税財政制度の改革」により国の関与がなくなった場合の県民生活等
への影響事業別一覧表

No.	担当部局	施 策 ・ 事 業 名	ページ
1	福 祉 部	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の整備	(1)
2	福 祉 部	児童保護措置費	(6)
3	福 祉 部	保育関連施策（特別保育事業費補助、民間保育所施設整備費補助など）	(7)
4	福 祉 部	児童養護施設等の整備	(8)
5	福 祉 部	障害福祉施設の整備	(12)
6	衛 生 部	看護師勤務環境改善施設整備費補助	(13)
7	衛 生 部	献血事業推進費	(14)
8	教 育 庁	公立学校施設整備費補助金	(15)
9	環境農政部	治山事業	(16)
10	県土整備部	都市公園整備費（公共事業）	(18)

○ 「地方税財政制度の改革」により国の関与がなくなった場合の県民生活等への影響

1 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の整備【県の担当部局：1から5まで福祉部】

平成16年度 当初予算額	3,481,694千円	財源内訳	国庫補助負担金 2,119,045 千円 県 債 946,000 千円 一般財源 416,649 千円 その他 千円
施策・事業の内容		在宅での介護や生活が困難な高齢者を対象とする特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護保険施設並びに痴呆性高齢者グループホーム及び軽費老人ホームなどの施設整備を促進するための施設・設備に係る整備費を補助する事業	
現状における国の関与	法律等による関与	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム、軽費老人ホームについては老人福祉法により、介護老人保健施設については介護保険法により、施設の設置主体に制限が設けられている。 関係省令等により、各施設の人員、設備及び運営に関する基準が定められている。 	
	国庫補助負担金による関与（補助要綱による関与を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金交付要綱により、対象施設、補助率、負担割合、算定基準、補助基準単価及び手続等が規定されている。 さらに、国庫補助金の優先採択の方針（新型特養の優先、老人デイサービスセンター等は特養への併設型を優先等）や協議基準（痴呆性高齢者グループホームは耐火建築物又は準耐火建築物とする等）が別途示されており、実態としては国の方針に沿った整備計画とせざるを得ない状況となっている。 	
国の関与がなくなった場合の影響	県民生活への影響	<p>国庫補助要綱上の制約がなくなることにより、県が市町村から意見を聞くなどして、地域の実情をきめ細かく把握した上で、県として優先順位を決定し、より地域ニーズに応じた整備手法が可能となる。</p> <p>例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象となっていない設置主体（NPO、民間企業等）や施設（宅老所、グループリビング、在宅介護支援センター等）への補助。 ② 複合的な施設への補助（新型特養と従来型特養が混在した施設、高齢者施設と障害者施設等の複合施設等）。 ③ 地域の状況や施設整備の進捗率等に応じた重点的な補助（整備が遅れている老人短期入所施設や経営が厳しい小規模施設への補助額の増等）など、が可能となる。 	
	県行政への影響	<ul style="list-style-type: none"> 県の政策判断に即した施設整備の展開が可能となるものの、補助のあり方や対象など、県は広域的な観点から、これまで以上に市町村と調整を図る必要がある。 このため、各地域における整備の進捗状況やニーズを十分把握するとともに、県の整備方針や補助要綱において、県のスタンスを明確に示していく必要がある。 障害者施設等との複合施設の展開に際しては、部内相互の連携が必要となる。 国庫補助協議等に要する作業が不要になる。 	

神奈川県における高齢者等の状況

1 急速に進む高齢化

戦後生まれのいわゆる「団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）」が65歳以上となる2015年（平成27年）には、65歳以上の高齢者の割合が総人口の26.0%と、国民の4人に1人が高齢者となる見込みである。

とりわけ、本県の高齢化は平成14年対比で6割増と、全国平均の増減率をはるかに上回り、急速な高齢化の進展が見込まれる状況となっている（増加率の上位5府県は、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府）。

区 分	2002(平成14)年	2015(平成27)年	増減率	平均伸率	
全 国	総人口	127,435千人	126,266千人	△ 0.9%	△ 0.0%
	65歳以上	23,628千人	32,772千人	+ 38.7%	+ 2.5%
	高齢化率	18.5%	26.0%		
神 奈 川	総人口	8,628千人	8,867千人	+ 2.8%	+ 0.2%
	〈全国比〉	〈 6.8%〉	〈 7.0%〉		
	65歳以上	1,294千人	2,088千人	+ 61.4%	+ 3.8%
	〈全国比〉	〈 5.5%〉	〈 6.4%〉		
	高齢化率	15.0%	23.6%		

2 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者は、介護保険制度がスタート時の平成12年4月末の218万人から、平成15年10月末時点で371万人に達しており大幅に増加する状況となっている。

区 分	平成12年度末	平成14年度末	増減率	
全 国	第1号被保険者	22,422千人	23,934千人	+ 6.7%
	要支援	318 "	493 "	+ 55.0%
	要介護1	680 "	1,023 "	+ 50.4%
	要介護2	461 "	605 "	+ 31.2%
	要介護3	340 "	408 "	+ 20.0%
	要介護4	351 "	405 "	+ 15.4%
	要介護5	321 "	390 "	+ 21.5%
	要支援・介護	2,471 "	3,324 "	+ 34.5%
認定比率	11.0%	13.9%		
神 奈 川	第1号被保険者	1,204千人	1,324千人	+ 10.0%
	要支援	13 "	22 "	+ 69.2%
	要介護1	32 "	51 "	+ 59.4%
	要介護2	23 "	32 "	+ 39.1%
	要介護3	17 "	21 "	+ 23.5%
	要介護4	17 "	20 "	+ 17.6%
	要介護5	16 "	20 "	+ 25.0%
	要支援・介護	118 "	166 "	+ 40.7%
認定比率	9.8%	12.5%		

3 介護サービス利用者（65歳以上）の推移

介護サービス利用者は、要介護等認定者の増加に伴い年々増加する状況にある。

また、本県の施設サービス利用者については、全国平均に比べ伸びているものの、利用率は、全国平均（20%台）よりも低く、全国比でも5%台に及ばない状況となっており、施設整備を進める中で、絶対数が不足する状況が顕著となっている。

区 分		平成12年度	平成13年度		平成14年度	
				伸長率		伸長率
全 国	要介護等認定者	2,471千人	2,877千人	116.4%	3,324千人	115.5%
	居宅サービス (利用率)	1,192千人 (48.2%)	1,464千人 (50.9%)	122.8%	1,772千人 (53.3%)	121.0%
	施設サービス (利用率)	595千人 (24.1%)	645千人 (22.4%)	108.4%	688千人 (20.7%)	106.7%
神 奈 川	要介護等認定者 (全国比)	118千人 (4.8%)	141千人 (4.9%)	119.5%	166千人 (5.0%)	117.7%
	居宅サービス (利用率) (全国比)	62千人 (52.5%) (5.2%)	74千人 (52.5%) (5.1%)	119.4%	93千人 (56.0%) (5.2%)	125.7%
	施設サービス (利用率) (全国比)	21千人 (17.8%) (3.5%)	24千人 (17.0%) (3.7%)	114.3%	27千人 (16.3%) (3.9%)	112.5%

備考1 この表は、厚生労働省の「介護保険事業状況報告書」に基づくものである。

2 要介護等認定者は、各年度末の数値を、介護サービス利用者については、1か月平均の数値を、それぞれ用いたものである。

4 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備状況の推移

区 分	高齢者 人口 a	特別養護老人ホーム				介護老人保健施設				
		施設数	定員 b	伸長率	b/a	施設数	定員 c	伸長率	c/a	
全 国	10年度	20,507千人	3,942	266,568	105.8%	1.30%	2,184	190,457	117.4%	0.93%
	11年度	21,186千人	4,214	283,822	106.5%	1.34%	2,420	211,395	111.0%	1.00%
	12年度	22,005千人	4,463	298,912	105.3%	1.36%	2,667	233,536	110.5%	1.06%
	13年度	22,868千人	4,651	314,192	105.1%	1.37%	2,779	244,627	104.7%	1.07%
	14年度	23,628千人	4,870	330,916	106.8%	1.40%	2,874	254,918	104.2%	1.08%
神 奈 川	10年度	1,062千人	156	11,180	107.3%	1.05%	53	4,809	160.2%	0.45%
	11年度	1,113千人	174	12,450	111.4%	1.12%	70	6,554	136.3%	0.59%
	12年度	1,170千人	181	13,075	105.0%	1.11%	91	8,745	133.4%	0.75%
	13年度	1,238千人	190	14,155	108.3%	1.14%	105	10,203	116.7%	0.82%
	14年度	1,294千人	200	15,253	107.8%	1.18%	119	11,856	116.2%	0.92%
	15年度	1,345千人		16,696	109.5%	1.24%		13,888	117.1%	1.03%
	16年度	1,397千人		18,438	110.4%	1.32%		15,140	109.0%	1.08%
	17年度	1,457千人		20,447	110.9%	1.40%		16,389	108.2%	1.12%
	18年度	1,525千人		22,588	110.5%	1.48%		17,712	108.1%	1.16%
19年度	1,593千人		24,237	107.3%	1.52%		18,871	106.5%	1.18%	

備考1 全国の数値は、厚生労働省の調査（各年度10月1日現在）によるものである。

2 神奈川県の数値は、年度末の実績数値を、太枠内は計画数値を、それぞれ記載したものである。

(3)

2015年の高齢者介護

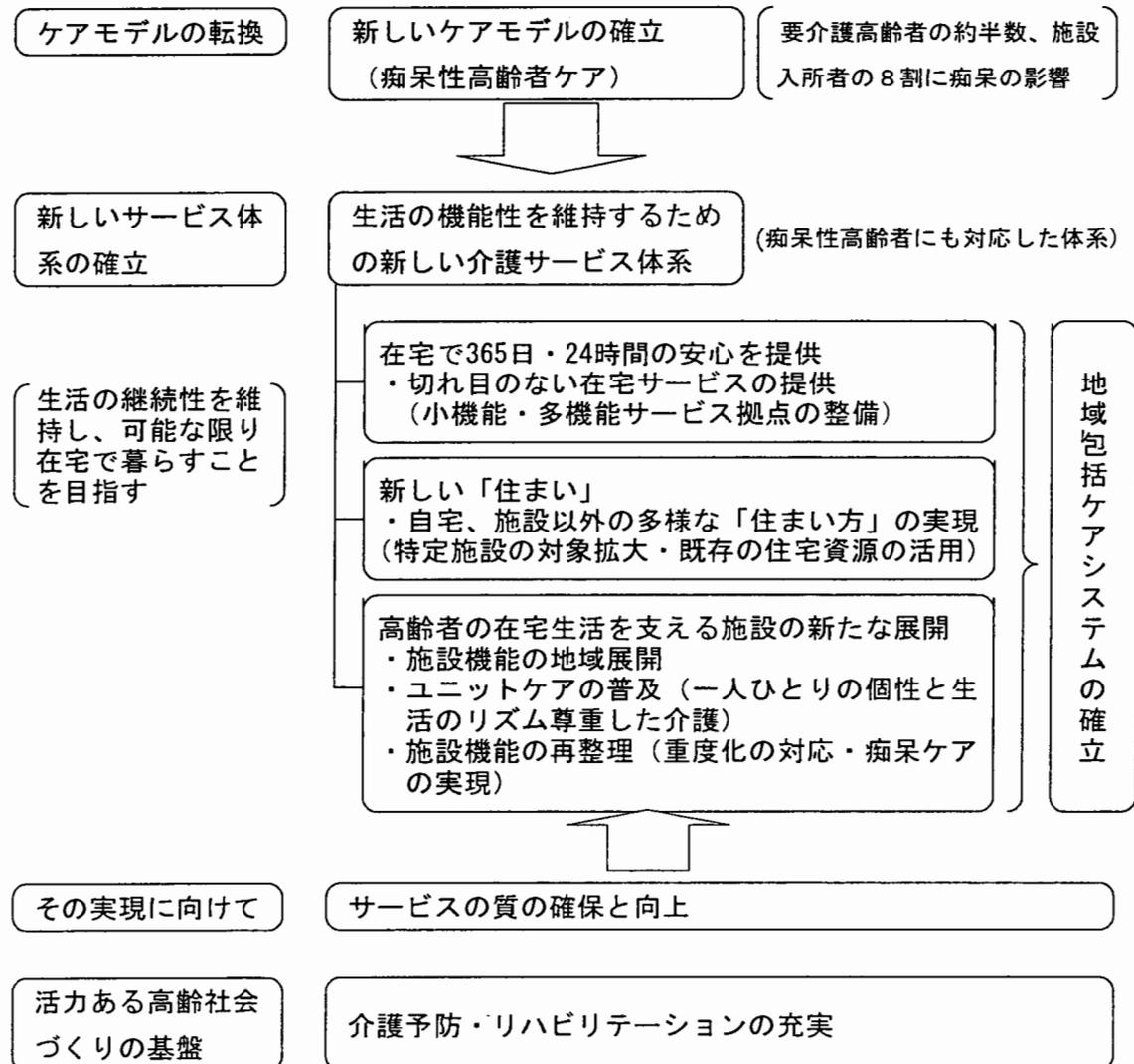
～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～

課題

- 介護保険施行後に見えてきた課題
 (要介護認定者の増、在宅サービスの脆弱性、
 痴呆性高齢者の顕在化、新たなサービスの動き等)

目標

- 高齢者の尊厳を支えるケアの確立



三位一体改革による高齢者施設の整備等の影響

1 平成16年度の国庫補助負担金の削減

- ・国庫負担（補助）協議額の総枠の制限（平成15年度新規事業の2/3）
- ・初年度建設進捗率を5割以上とする要件の強化

※→ 平成17年度以降も削減や一般財源化が行われる可能性があり、各地方自治体が目指す施設整備計画の実現は厳しい状況となっている。

（施設の建設費に係る財源イメージ） 注. 小規模生活単位型特別養護老人ホーム100床を整備した場合（総建設費；12億円）

平成15年度新規着工分

国制度補助金 (4.3億円)	県・市町村 単独補助金 (1.5億円)	自己資金・借入金 (6.2億円) ←実質5割補助
国負担額 (2/3)	県負担額 (1/3)	

平成16年度新規着工分

国制度補助金 県・市町村単独補助金 (4.1億円)	自己資金・借入金 (7.9億円) ←実質3割補助
---------------------------------	-----------------------------

注 本県としては、国庫負担（補助）協議額の総枠が制限されたことに伴い、整備床数を確保する観点から、国庫負担（補助）協議対象事業それぞれの実質の補助額を減額せざるを得なかったものである。

2 国庫補助負担金の廃止による国の関与の縮小

- ・税源移譲又は特定交付金による安定的な財源確保
- ・国庫負担（補助）協議の廃止による事務の省力化
- ・地方の自主性と裁量性の拡大による地域主権の実現

※→ 都道府県と市町村との緊密な連携の下で、各地域の実情やニーズに応じた施設整備を進めることができる。

数量の確保

- 各地域の実情やニーズに応じた計画的な施設整備
- 既存の住宅資源を活用することによる施設整備（コスト削減）
- これまでの補助対象でない設置主体（NPO、民間企業等）や施設（宅老所、グループリビング、在宅介護支援センター）への補助による施設整備 等々

質的な展開

- 複合的な施設（高齢者施設と障害者施設等の複合施設）の整備
- 施設を中心とした地域包括ケアシステムを確立するための施設整備の重点化
- 小規模・多機能型の介護サービス拠点等の整備の重点化 等々

2 児童保護措置費

<p>平成 16 年度 当初予算額</p>	<p>2,625,153千円</p>	<p>財源内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>1,299,845 千円</td> </tr> <tr> <td>県 債</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>1,306,745 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18,563 千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	1,299,845 千円	県 債	千円	一般財源	1,306,745 千円	その他	18,563 千円
国庫補助負担金	1,299,845 千円										
県 債	千円										
一般財源	1,306,745 千円										
その他	18,563 千円										
<p>施策・事業の 内容</p>	<p>児童福祉法に基づき、県が児童福祉施設への入所等の措置を行った場合の施設運営、児童養育等のための経費を負担する。</p>										
<p>現 状 に お け る 国 の 関 与</p>	<p>法律等による 関与</p>	<p>児童福祉施設最低基準により職員定数が定められている。</p>									
	<p>国庫補助負担金による 関与（補助要綱による関与を含む。）</p>	<p>国通知により支出対象となる項目・金額が規定されており、対象金額の1/2について国が負担している。</p>									
<p>国 の 関 与 が な く な っ た 場 合 の 影 響</p>	<p>県民生活への影響</p>	<p>現行では、年度の後半に措置費単価が改正され、年度当初に遡及して適用されるため、効率的な施設運営が困難な状況にある。 また、全国一律の措置費項目や金額では児童の生活の必要に応じたきめ細かいサービスが提供できないが、国庫負担金の財源が国から県に移譲されれば、例えば、現在認められていない大学進学に要する経費を措置対象に含めるなど、児童福祉施設における柔軟かつ効率的なサービスの提供が可能となる。</p>									
	<p>県行政への影響</p>	<p>国庫負担金の申請、実績報告等の事務作業が不要となるが、地域のニーズを踏まえた財源の確保が必要となる。 現在、国制度と併せて施設入所児童処遇費（県単独事業）により加算等を行っているが、財源が移譲された場合は、国庫事業と県単事業を統合し、新たな制度により対応することが可能となる。</p>									

3 保育関連施策（特別保育事業費補助、民間保育所施設整備費補助など）

<p>平成 16 年度 当初予算額</p>	<p>3,906,528千円</p>	<p>財源内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>1,252,741</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>県 債</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>2,396,787</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>257,000</td> <td>千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	1,252,741	千円	県 債		千円	一般財源	2,396,787	千円	その他	257,000	千円
国庫補助負担金	1,252,741	千円													
県 債		千円													
一般財源	2,396,787	千円													
その他	257,000	千円													
<p>施策・事業の 内容</p>	<p>待機児童の解消を図るための保育所整備や多様化する保育ニーズに対応するための特別保育等を実施する。</p>														
<p>現 状 に お け る 国 の 関 与</p>	<p>法律等による 関与</p>	<p>児童福祉法や同法に基づく通知等により、例えば、同じように保育に欠ける児童であっても認可外の保育施設に入所している場合は、国庫補助による助成等の対象外であるなどの制約がある。</p>													
	<p>国庫補助負担金による 関与（補助要 綱による関 与を含む。）</p>	<p>補助要綱により、補助要件・対象等が詳細に規定されており、例えば、社会福祉法人以外の者には施設整備費の国庫補助を行えないなどの制約がある。</p>													
<p>国 の 関 与 が な く な っ た 場 合 の 影 響</p>	<p>県民生活への 影響</p>	<p>県・市町村では、認可保育所はもとより、認定保育施設による適切な保育の提供等、国庫補助によらない独自の措置を講じつつ、県民ニーズへの対応を図っているが、一般財源化により、地域ごとの状況に応じた延長保育の実施など、より柔軟な対応が可能となり、より極め細かく、円滑な保育サービスの提供が可能となる。</p>													
	<p>県行政への 影響</p>	<p>補助金等の交付に係る事務は軽減されるが、地域実情に見合った財源の確保が必要になるとともに、市町村の実情を踏まえながら、広域的な視点で施策展開を図ることが求められる。</p> <p>また、地域のニーズに対応した適切な保育サービス提供がなされているかのチェックや提供に向けての計画的な行政運営、サービスの質の向上のためのしくみの確立・運営に大きなウエイトが移っていくこととなり、それに対応可能な職員・組織のあり方が求められる。</p>													

4 児童養護施設等の整備

<p>平成 16 年度 当初予算額</p>	<p>327,480千円</p>	<p>財源内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>197,754</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>県 債</td> <td>40,000</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>57,625</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>32,101</td> <td>千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	197,754	千円	県 債	40,000	千円	一般財源	57,625	千円	その他	32,101	千円
国庫補助負担金	197,754	千円													
県 債	40,000	千円													
一般財源	57,625	千円													
その他	32,101	千円													
<p>施策・事業の 内容</p>	<p>児童福祉施設の入所児童の処遇向上を図るため、施設整備事業に対する補助を行う。(県立施設については、県が整備事業を行う。)</p>														
<p>現 状 に お け る 国 の 関 与</p>	<p>法律等による 関与</p>	<p>児童福祉施設最低基準により、設備及び運営に関する基準が定められている。</p>													
	<p>国庫補助負担金による 関与(補助要綱による関与を含む。)</p>	<p>国庫補助金交付要綱により、対象施設、補助率、負担割合、補助単価等が規定されている。</p>													
<p>国 の 関 与 が な く な っ た 場 合 の 影 響</p>	<p>県民生活への 影響</p>	<p>国庫補助要綱上の制約がなくなることにより、県が施設の実情をきめ細かく把握した上で、県として優先順位を決定し、よりニーズに応じた整備手法が可能となる。 また、施設の立て替え時の仮施設として、現在は国庫補助要綱上認められていない賃借物件の活用が可能になるなど、柔軟な対応が可能となる。</p>													
	<p>県行政への 影響</p>	<p>国庫補助金・負担金の交付申請、実績報告等の事務が不要となるが、施設の実情に見合った施設整備に必要な財源が確保される必要がある。 県の施策として必要に応じて計画的に施設整備を実施していくことが可能となる。</p>													

児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第七章 児童養護施設

(設備の基準)

第四一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は、これを十人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。
- 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第四二条 児童養護施設には、児童指導員

(児童養護施設において、児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を置かないことができる。

2 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。

(児童指導員の資格)

第四三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者
- 三 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有

すると認定した者であつて、三年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

六 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

* 第一号の「指定」は昭三九厚告一五三(児童福祉施設最低基準第四十三条第一号の規定による児童福祉施設の職員を養成する施設の指定)

(生活指導及び家庭環境の調整)

第四四条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

2 児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

(職業指導)

第四五条 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費 国庫負担（補助）金参考資料

○ 施設の種類、負担（補助）率等（国の補助要綱抜粋）

（交付の対象）

5 整備費負担（補助）金は、直接負担（補助）事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、③欄に定める設置根拠等により④欄に定める設置者が設置する施設に係る②欄に定める事業（へき地保育所については、現在、へき地保育所として専用している施設の改築に係るものに限ることとし、木造にあっては、その老朽の程度が平成3年11月25日社施第117号厚生省社会局長、児童家庭局長、大臣官房老人保健福祉部長連名通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」によるものとする。）

ただし、東京都（特別区を含む。）が設置する次の表の①欄の（2）のア、イ（ホームレス自立支援事業のための居住部門を整備する場合を除く。）、（3）のエ、（4）のオ、カ、（5）のエ、カ、（6）のイ、（7）のイ及び（9）に係る整備事業については、交付の対象としないものとする。

①施設の種類	②対象事業	③設置根拠等	④設置者	⑤負担、補助金の別	⑥国庫負担（補助）率
(7) 児童福祉施設等 7 児童福祉施設 (児童家庭支援センターを除く。)	施設整備 設備整備	児童福祉法第35条 第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村	負担金	1/2

6 整備費負担（補助）金は、間接負担（補助）事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る5の（1）表の②欄に定める対象事業に対し、④欄に定める負担（補助）根拠等により⑤欄に定める負担（補助）者が行う負担（補助）。

ただし、特別区が設置する次の表の①欄の（2）のア、イ（ホームレス自立支援事業のための居住部門を整備する場合を除く。）、（3）のエ、（4）のオ、カ、（5）のエ、（6）、（7）のウ及び（9）の整備費に対して東京都が負担（補助）する事業については、交付の対象としないものとする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④負担（補助）根拠等	⑤負担（補助）者	⑥負担、補助金の別	⑦国庫負担（補助）率	⑧国庫負担（補助）率
(7) 児童福祉施設等 7 児童福祉施設 (児童家庭支援センターを除く。)	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは民法第34条の規定により設立された法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市（ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所については中核市を含む。）	補助金	3/4	2/3

平成16年度定員1人(1施設)当たりの間接負担(補助)基準単価(案)

(単位:円)

施設の種別			A地域	B地域	C地域	D地域			
			青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県	佐賀県、長崎県、熊本県、大分県			
保育所	本株	利用定員 211人 ~ 240人	都市部	780,000	750,000	710,000	670,000		
			標準	750,000	720,000	680,000	640,000		
					24,000				
					3,750,000				
		241人 ~ 270人	都市部	760,000	730,000	690,000	650,000		
			標準	730,000	700,000	660,000	620,000		
					24,000				
					3,750,000				
		271人 以上	都市部	750,000	720,000	680,000	640,000		
			標準	720,000	690,000	650,000	610,000		
					24,000				
					3,750,000				
		低年齢児の受入拡大のための乳幼児又ははばふく室等を整備する場合(注)1	都市部	4,200,000	4,000,000	3,800,000	3,600,000		
			標準	4,000,000	3,900,000	3,700,000	3,500,000		
		夜間保育所を整備する場合(注)1	都市部	7,000,000	6,700,000	6,300,000	6,000,000		
標準	6,700,000		6,400,000	6,000,000	5,700,000				
一時保育事業のための保育室等を整備する場合(注)1	都市部	7,800,000	7,500,000	7,100,000	6,700,000				
	標準	7,500,000	7,200,000	6,800,000	6,400,000				
特定保育事業のための保育室等を整備する場合(注)1	都市部	7,800,000	7,500,000	7,100,000	6,700,000				
	標準	7,500,000	7,200,000	6,800,000	6,400,000				
地域における子育て支援のための子育て支援相談室等を整備する場合(注)1	都市部	11,400,000	10,900,000	10,300,000	9,800,000				
	標準	10,900,000	10,400,000	9,800,000	9,300,000				
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	都市部	900,000	900,000	800,000	800,000				
	標準	900,000	800,000	800,000	800,000				
児童発達施設	本株		都市部	3,800,000	3,800,000	3,600,000	3,400,000		
			標準	3,800,000	3,700,000	3,500,000	3,300,000		
					73,000				
		心理療法室整備加算(注)1	都市部	21,400,000	20,400,000	19,300,000	18,300,000		
			標準	20,400,000	19,500,000	18,500,000	17,500,000		
		子育て支援短期利用事業のための居室等整備加算	都市部	1,400,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000		
			標準	1,400,000	1,400,000	1,300,000	1,200,000		
					63,000				
		乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	都市部	900,000	900,000	800,000	800,000		
			標準	900,000	900,000	800,000	800,000		
		親子生活訓練室整備加算(注)1	都市部	4,000,000	3,800,000	3,700,000	3,500,000		
			標準	3,900,000	3,800,000	3,600,000	3,400,000		
		情緒障害児短期生活施設	本株		都市部	4,800,000	4,600,000	4,300,000	4,100,000
					標準	4,600,000	4,400,000	4,100,000	3,900,000
							73,000		
心理療法室整備加算(注)1	都市部	33,000,000	31,500,000	29,800,000	28,300,000				
	標準	31,500,000	30,000,000	28,500,000	27,000,000				
児童自立支援施設	本株		都市部	6,000,000	5,400,000	5,100,000	4,800,000		
			標準	5,400,000	6,200,000	4,900,000	4,600,000		
					73,000				
		送所部門整備加算	都市部	1,800,000	1,800,000	1,700,000	1,600,000		
標準	1,800,000		1,800,000	1,700,000	1,600,000				
			61,000						
児童家庭支援センター	(注)1	都市部	13,000,000	12,400,000	11,700,000	11,100,000			
		標準	12,400,000	11,900,000	11,300,000	10,700,000			
へき地保育所		都市部	720,000	690,000	660,000	620,000			
		標準	690,000	660,000	620,000	590,000			
					24,000				
			2,025,000						

5 障害福祉施設の整備

<p>平成16年度 当初予算額</p>	<p>2,032,291千円</p>	<p>財源内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>1,183,687</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>県 債</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>848,604</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	1,183,687	千円	県 債		千円	一般財源	848,604	千円	その他		千円
国庫補助負担金	1,183,687	千円													
県 債		千円													
一般財源	848,604	千円													
その他		千円													
<p>施策・事業の 内容</p>	<p>各市町村、各社会福祉法人の施設建設の施設・設備整備費に対して補助する。</p>														
<p>現状 にお ける 国 の 関 与</p>	<p>法律等による 関与</p>	<p>関係省令により、各施設の人員、設備及び運営に関する基準が定められている。</p>													
<p>国庫補助負担金による 関与（補助要 綱による関 与を含む。）</p>		<p>国庫補助金交付要綱により、対象施設、補助率、負担割合、算定基準、補助基準単価及び手続き等が規定されている。 また、国の採択の方針（入所施設の創設は不可）により、実態として国のプランに合致した整備以外は進めにくい状況となっている。</p>													
<p>国 の 関 与 が な く な っ た 場 合 の 影 響</p>	<p>県民生活への 影響</p>	<p>国庫補助要綱上の制約がなくなることにより、県が市町村から意見を聞くなどして、地域の実情をきめ細かく把握した上で、県として優先順位を決定し、より地域ニーズに応じた整備手法が可能となる。 例えば、現在、国庫補助要綱上、認められていない施設（通所施設と単独短期入所の合築、児童デイサービスセンター等）への補助が可能になるなど柔軟な対応が可能となる。</p>													
<p>国 の 関 与 が な く な っ た 場 合 の 影 響</p>	<p>県行政への 影響</p>	<p>施設整備については、今後も広域的に整備を計画していく必要があることから、県が補助主体となることが実態に合っている。税源移譲により県の施策に即した事業展開が可能になるので、整備方針を定め、ニーズ等を反映させた詳細な整備計画を策定する必要がある。</p>													

6 看護師勤務環境改善施設整備費補助【県の担当部局：6及び7は衛生部】

平成16年度 当初予算額	74,445千円	財源内訳	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>70,343千円</td> </tr> <tr> <td>県債</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>4,102千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	70,343千円	県債	千円	一般財源	4,102千円	その他	千円
国庫補助負担金	70,343千円										
県債	千円										
一般財源	4,102千円										
その他	千円										
施策・事業の内容	医療の高度化に対応可能なナースステーション、処置室等の拡充や宿舎施設を整備することにより、看護職員が働きやすい勤務環境づくりを行い、離職防止を図るとともに看護の質の向上を図る。										
現状における国の関与	法律等による関与										
	国庫補助負担金による関与（補助要綱による関与を含む。）	「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」の基準により交付額を算定									
国の関与がなくなった場合の影響	県民生活への影響	補助基準を県が設定できることにより、地域の実情や特性に応じた施設整備が図られることになり、看護職員の離職防止が図られる。									
	県行政への影響	<p>国への申請事務が軽減される。</p> <p>全国一律、画一的な施策から離れ、県民にとって効率的な事業執行が可能となることが想定されるが、一方、補助額の増額も想定できる。</p>									

7 献血事業推進費

<p>平成16年度 当初予算額</p>	<p>6,733 千円</p>	<p>財源内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>3,366 千円</td> </tr> <tr> <td>県 債</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>3,367 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	3,366 千円	県 債	千円	一般財源	3,367 千円	その他	千円
国庫補助負担金	3,366 千円										
県 債	千円										
一般財源	3,367 千円										
その他	千円										
<p>施策・事業の 内容</p>	<p>血液製剤の安定確保を図るため、献血キャンペーンや「献血の絵」ポスター展の実施により、県民に対し広く献血思想の普及を行うとともに、献血の推進に功績のあった団体、個人に対し表彰を行うことで、献血団体の育成を図る。また、献血制度の適正な運営を確保するため献血推進協議会を開催する。</p>										
<p>現状における 国の関与</p>	<p>法律等による 関与</p>										
<p>国庫補助負担金による 関与（補助要綱による関与を含む。）</p>	<p>補助対象事業が限定的にメニュー化されており、会議の開催や医療機関向けの講演会等を実施する場合の補助がないなど事業内容が限定されている。</p> <p>現在メニューにある事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 献血推進啓発普及事業（テレビCM・新聞広告、ポスター等の作製等） ② 地域献血大会等開催事業（献血大会の開催、キャンペーン等の実施） ③ 献血推進ボランティア団体等育成事業（ボランティア活動支援等） 										
<p>国の関与がなくなった場合の影響</p>	<p>県民生活への影響</p>										
<p>県行政への影響</p>	<p>補助基準がなくなることにより、補助対象事業の限定もなくなるため、事業の組み立てが自由に行えるようになる。</p>										

8 公立学校施設整備費補助金 【【県の担当部局：教育庁】】

<p>平成 16 年度 当初予算額</p>	<p>8,284,000千円</p>	<p>財源内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>1,277,369 千円</td> </tr> <tr> <td>県債</td> <td>6,704,000 千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>53,631 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>249,000 千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	1,277,369 千円	県債	6,704,000 千円	一般財源	53,631 千円	その他	249,000 千円
国庫補助負担金	1,277,369 千円										
県債	6,704,000 千円										
一般財源	53,631 千円										
その他	249,000 千円										
<p>施策・事業の 内容</p>	<p>○ 県立高校改革推進計画に基づき、新しいタイプの高校として設置される学校施設の定時制課程に係る施設整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相模原南部方面総合産業高校の定時制課程に係る施設整備 ・ 川崎高校の定時制課程に係る施設整備 <p>○ 急速に発展する情報化社会や、多様化する学校教育へのニーズに対応するため、学校内のどこからでも効率的・効果的にインターネット等を活用できる教育環境の整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校における校内LAN整備工事 										
<p>現状における 国の関与</p>	<p>法律等による関与</p>	<p>【補助金等適正化法第 22 条 財産処分の制限】 補助金の交付を受けて整備した財産（校舎等）は、設置者の判断だけでは、学校以外の施設への転用はできない。</p>									
	<p>国庫補助負担金による関与（補助要綱による関与を含む。）</p>	<p>「公立学校施設整備費国庫補助要項」等により、対象施設、補助率、補助単価等が規定されている。</p>									
<p>国の関与がなくなった場合の影響</p>	<p>県民生活への影響</p>	<p>財産処分の制限がかからないため、設置者である県の判断だけで学校以外の施設への転用が可能となり、地域の実情や県民ニーズ等を踏まえた施策展開が可能となる。</p>									
	<p>県行政への影響</p>	<p>財産処分の制限がかからないため、設置者である県の判断だけで学校以外の施設への転用が可能となり、財産の有効活用を図ることが可能となる。</p>									

9 治山事業【県の担当部局：環境農政部】

<p>平成16年度 当初予算額</p>	<p>2,171,244千円</p>	<p>財源内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>1,051,639</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>県債</td> <td>1,106,000</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>13,605</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	1,051,639	千円	県債	1,106,000	千円	一般財源	13,605	千円	その他		千円
国庫補助負担金	1,051,639	千円													
県債	1,106,000	千円													
一般財源	13,605	千円													
その他		千円													
<p>施策・事業の 内容</p>	<p>治山事業は、保安林の指定目的を最大限に発揮させるため、森林の維持または造成に必要な諸施策を通じて、山地災害の防止、水源かん養機能の向上を図り、県民生活の安定と県土の保全を図ることを目的としており、荒廃山地の復旧整備、治山ダム工、土留工、水路工、植栽工などを実施するものである。</p>														
<p>現状に おける 国の 関与</p>	<p>法律等による 関与</p>	<p>治山事業は、「森林法」及び「地すべり等防止法」に基づいて実施している。 治山事業は、森林法第41条の規定により、森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる水源のかん養、土砂の流出の防備などの目的を達成するために必要な地区において、保安施設事業を行うものである。 なお、現在、神奈川県においては「地すべり等防止法」に基づく治山事業は実施していない。</p>													
	<p>国庫補助負担金による 関与（補助要綱による 関与を含む。）</p>	<p>国の要領により、補助事業採択基準が定められており、事業規模及び保全対象等について、一定の条件を満たすことが、採択要件となっている。 別紙資料のとおり</p>													
<p>国の 関与が なくなった 場合の 影響</p>	<p>県民生活への 影響</p>	<p>治山事業は、保安林に指定された林地を対象としており、国の関与がなくなった場合においても、事業の対象に変更はないが、国の補助事業採択基準に該当しない箇所について、緊急性や優先度を考慮した上で、より地域の実状にあった事業実施が可能となる。</p>													
	<p>県行政への 影響</p>	<p>事業実施基準を県が独自に制定することができるため、事業規模及び保全対象等の実施要件について、県内の保安林の状況に即して定めることができることから、より効果的に事業を実施することができる。</p>													

10 都市公園整備費（公共事業）【県の担当部局：県土整備部】

<p>平成 16 年度 当初予算額</p>	<p>3,675,000千円</p>	<p>財源内訳</p>	<table border="0"> <tr> <td>国庫補助負担金</td> <td>1,479,500 千円</td> </tr> <tr> <td>県 債</td> <td>2,193,000 千円</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>2,500 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>千円</td> </tr> </table>	国庫補助負担金	1,479,500 千円	県 債	2,193,000 千円	一般財源	2,500 千円	その他	千円
国庫補助負担金	1,479,500 千円										
県 債	2,193,000 千円										
一般財源	2,500 千円										
その他	千円										
<p>施策・事業の 内容</p>	<p>県民に健全なレクリエーション活動の場を提供するとともに、生活環境を保全し、災害時には避難場所となる県立都市公園の整備を国庫補助を受けて推進する。 (補助率 用地 1/3、施設 1/2)</p>										
<p>現 状 に お け る 国 の 関 与</p>	<p>法律等による関与</p>	<p>都市公園法 19 条、同法施行令第 25 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定における国の同意 ・ 都市計画事業の認可 									
	<p>国庫補助負担金による関与（補助要綱による関与を含む。）</p>	<p>都市公園事業採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助要望書の提出・ヒアリング ・ 国庫補助金交付申請書の提出・審査・受理 ・ 国庫補助金の額の確定及び完了検査等 									
<p>国 の 関 与 が な く な っ た 場 合 の 影 響</p>	<p>県民生活への影響</p>	<p>県の裁量による予算配分となることから、県民のニーズや緊急性等を踏まえ、より柔軟で効果的な都市公園整備が可能となる。 (事例) 現在は、新規開設公園または既設公園の拡大のみが国庫補助事業の対象となっているが、三位一体改革により国の関与がなくなった場合、県民ニーズや緊急性等を踏まえた上での既設公園の再整備等についても可能となり、老朽化した施設をリニューアルすることにより、県民サービスの向上と魅力ある都市公園づくりの増進が図れる。</p>									
	<p>県行政への影響</p>	<p>現在、県単独事業でしか実施できない既設の都市公園の再整備や維持管理にも予算充当可能となる。</p>									

神奈川県地方税制等研究会 税と暮らしを考える専門部会委員名簿

(五十音順)

役 職	氏 名	所 属 ・ 職
部 会 長	堀 場 勇 夫	青山学院大学 経済学部長
副部会長	沼 尾 波 子	日本大学 経済学部助教授
幹 事	青 木 宗 明	神奈川大学 経営学部教授
委 員	井 上 喜 浩	神奈川日産自動車株式会社 常務取締役
”	岩 和 志	神奈川県中小企業団体中央会 労働委員会委員
”	小 川 泰 子	社会福祉法人いきいき福祉会 特別養護老人ホームラポール 藤沢 施設長
”	柏 木 恵	公募委員
”	栗 原 敏 郎	株式会社大協製作所 代表取締役社長
”	牛 頭 憲 治	横浜商工会議所 議員
”	小 林 勉	神奈川県消費者団体連絡会 幹事
”	沢 長 生	南足柄市長
”	下 田 純	公募委員
”	白 石 俊 雄	日本労働組合総連合会 神奈川県連合会 事務局長
”	新 堀 豊 彦	神奈川県自然保護協会 会長
”	中 内 芳 之	電機連合神奈川地方協議会 議長
幹 事	長谷川 朝 恵	桂川・相模川流域ネットワーク 代表
委 員	濱 野 豊	公募委員
”	原 清 助	東京地方税理士会 副会長
幹 事	望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授
委 員	山 田 登美夫	愛川町長
”	米 田 佐知子	特定非営利活動法人 まちづくり情報センターかながわ 事務局スタッフ

所属・職は委嘱時（平成15年9月現在）のものである。

税と暮らしを考える専門部会開催経過

(平成16年8月25日現在)

第1回	平成15年9月2日
第2回	11月4日
第3回	平成16年1月26日
第4回	4月22日
第5回	7月5日
第6回	8月13日
第7回	8月25日